

平成16年第6回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成16年12月22日（水曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 諸般の報告
 - 日程第3 議案第81号 市道路線の認定及び廃止について
 - 日程第4 議案第82号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例について
 - 日程第5 議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
 - 日程第6 議案第91号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第7 議案第92号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第8 議案第93号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 日程第9 議案第94号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
 - 日程第10 認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
 - 日程第11 認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
 - 日程第12 認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
 - 日程第13 認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
 - 日程第14 認定第32号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について
 - 日程第15 認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
-

本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 諸般の報告
- 第3 議案第81号 市道路線の認定及び廃止について
- 第4 議案第82号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例について
- 第5 議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）について
- 第6 議案第91号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第7 議案第92号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）について
- 第8 議案第93号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第94号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について
- 第10 認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 第11 認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 第12 認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算について
- 第13 認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 第14 認定第32号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について

第15 認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について

追加日程第1 議案第95号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）

追加日程第2 発議第24号 北方領土返還要求に関する決議について

追加日程第3 発議第25号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について

追加日程第4 発議第26号 WTO・FTA交渉に関する意見書について

追加日程第5 30人以下少人数学級の実現を求める意見書について

追加日程第6 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

出席議員（48名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鵜飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	臼井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市 長	内 藤 正 行	助 役	高 木 巧
収 入 役	守 屋 太 郎	教 育 長	高 橋 茂 徳
参与兼合併 プロジェクト外室長	新 谷 哲 也	総 務 部 長	溝 口 義 弘
企 画 部 長	高 橋 武 夫	市 民 環 境 部 長	土 川 隆
健康福祉部長	中 村 節	産 業 建 設 部 長	服 部 次 男
上下水道部長	林 賢 一	教 育 委 員 会 事 務 局 長	堀 部 秀 夫
根 尾 総 合 支 庁 長	島 田 克 広	代 表 監 査 委 員	三 田 村 晃 司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富 田 義 隆	議 会 書 記	今 村 光 男
議 会 書 記	杉 山 昭 彦		

午前10時20分 開議

開議の宣告

議長（白木 健君）

ただいまの出席議員数は48名であります。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

写真の許可について申し上げます。

市勢要覧編集のため、議場内を市勢要覧請負業者が撮影することを許可いたしておりますので、報告をいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号6番 道下和茂と7番 吉田建夫を指名いたします。

日程第2 諸般の報告について

議長（白木 健君）

日程第2、諸般の報告を行います。

写真の撮影のため、ちょっと休憩させていただきます。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 再開

議長（白木 健君）

それでは再開をいたします。

私から報告をさせていただきます。

12月13日の本定例会にて採択されました平成17年度地方交付税所要総額確保に関する意見書は、12月14日に衆議院並びに参議院議長、内閣総理大臣ほか関係4大臣に送付いたしましたことを報告いたします。以上です。

日程第3 議案第81号及び日程第4 議案第82号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第3、議案第81号 市道路線の認定及び廃止についてと日程第4、議案第82号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例についてを一括議題といたします。

議案第81号、議案第82号については、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を産業建設常任委員長から報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

12月17日午前9時から、糸貫分庁舎で委員全員と議長及び説明のため内藤市長、高木助役、守屋収入役、服部産業建設部長、林上下水道部長、島田根尾総合支庁長ほか関係職員の出席を求め、開催いたしました。

現場6カ所の視察を先に行い、審議案件の5件と付託を受けた7件を審査いたしました。

議案第81号 市道路線の認定及び廃止については、浅木地内で一たん全線を廃止して、そのうち一部を認定するものを現地確認し、慎重審査した結果、議案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第82号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例については、本市農業委員会定数検討会で協議されたもので、本条例は三つの選挙区を設け、第1と第2選挙区に各7人、第3選挙区には6人とするものであり、慎重審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上、終わります。

議長（白木 健君）

議案第81号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより議案第81号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

全員賛成であります。したがって、議案第81号 市道路線の認定及び廃止については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

議案第82号 本巣市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしの声でございます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。よって、討論を終わります。

これより議案第82号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものであり、本議案を委員長の報告どおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第82号 本巢市農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区の設置等に関する条例については、委員長の報告どおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第90号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第5、議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

1点お伺いをいたします。

今回の補正予算の概要説明を受けたときに、歳入の固定資産税について、そのうちの土地の部分765万1,000円の減額であります。このうち主なものは水資源の地盤沈下分の申請減免だという説明を受けました。私はこれを聞いておりましてどうも不思議に思いましたのは、この地盤沈下が起きて移転をした。そのもともとの原因というのは、水資源の問題ではないかと。それに対してどうして市が全面的に減免をしなければならないのか、そのあたりが非常にすっきりしない部分があります。旧本巢町の時代からの背景なり、理由なり、そしてまた新市になって、来年、あるいはまた再来年には評価替えが参りますが、そうした中でどういう今後の方針を持っておられるのか、そのことをあわせてお伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

総務部長の答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

固定資産の減免の件でございますけれども、この部分につきましては、御承知のように1月1日

現在、固定資産賦課期日でございますので、従来本巣町で行われておりました取り扱いをそのまま市に継承したという部分がございますが、今回の補正の内容でも御説明申し上げましたが、やはりその部分の取り扱いとしまして、今回、私どもは条例、あるいはこの市の減免要綱というものに基づいて減免を行っているわけでございますけれども、今年度はある程度、その理由としまして、あそこの土地を将来的にバスターミナルとかいうような公共性のある土地に何とか水資源と話をしておいていきたいというような協議の途上であったという中から、そういう部分も含めて全額免除をしたわけでございますけれども、来年度の取り扱いにつきましては土地の価値等、そういうものをよく判断をし、やはり水資源機構と市と十分検討して、その賦課額、割合等を十分検討してまいりたいというふうに考えておりますし、さらに18年度評価基準替えになるわけでございますけれども、こういう部分におきましては、同じ宅地であるという中にも今減免をしなきゃならないような宅地ということでございますので、当然ここには一つのポイントを設けて、その評価の点で見直しを図るという部分も考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

市になって最初の話ですので、旧自治体のやったこと全部をなかなか言いにくい部分があると思うんで、今の説明ですと、まだそうかなというふうにすっきりしない部分もありますけれども、いずれにしても前の町時代にやられたことを今ああこうだと言うのもどうかと思います。少なくとも来年度については今までと同じ形にならないように、最初に申し上げたように、あくまでも私の目からすれば原因は水資源なんですね。本巣町が誘致をしたにしても、言われるとおり黙って水資源が造成して家を建てたわけではありませぬので、だから水資源にも100%かどうかは別にして少なくとも責任があるわけですから、そういった上に立ってきちんと公聴してほしいということをお願いしておきます。以上です。

議長（白木 健君）

ほかにありませんか。

〔挙手する者あり〕

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

市税の総額についてお伺いしたいと思います。

私が算出しました15年度決算の市税総額は56億7,600万であります。今回の補正された市税総額が55億4,400万となっております。1億何百万か減っておりますが、前年度実績を確保できない理由、何か特別なものがあつたら教えてください。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、市税の15年度決算と比較して16年度の予算額が少ないではないかという御質問だと思いますけれども、今議員申されました15年度決算ですけれども、これが税としまして56億 4,900万円、少し金額が違うかなと思いますが、本年度補正額をまぜまして55億 4,400万ということで、確かに前年の決算額より今年度の予算の計上しておる額は少ないわけでございますけれども、この部分につきましては、ごく単純に見まして市税が14億 8,700万、固定資産税が38億 5,500万というような金額になっておりますから、決算の中で。そうしますと、これが約五十二、三億になるわけですね。そうしたときに、やはり我々予算を計上するには、歳入欠損になるという部分については非常に危惧するわけです。そんな中で、1%あるいは2%、1.何%をその基金率ということで見ますと、すぐ1億ぐらいにはなるわけなんです。そういう中で、決算の場合と、それから予算計上する場合については、おのずとこういう結果が出てくると、違ってくるとい部分でございますので、いっばいまで予算計上するというのは非常に危険でございます。そんな中からこういう差が出ておるといことで御理解いただきたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

48番 三島君。

48番（三島智恵子君）

2点お尋ねをいたします。

歳出の方で22ページ、道路橋りょう総務費の中に 174万 2,000円組んであります。これは御説明では日当大橋の式典の費用だということございました。今、大変財政が厳しくて、17年度は30%カットで予算を組むというお話がたびたび出ております。そういう中でこのような式典、これがどうこう言うわけではございませんが、このような式典については、今後、節減すべき項目ではないかと思っておりますので、考えをお尋ねいたします。

もう1点、同じ22ページの道路新設改良費の13節委託料 1,000万円、これは都築紡跡地の測量設計あるいは地質調査等の委託の費用だという説明を受けました。そこで、産業建設委員会を傍聴しておりましたら、都築紡跡地の利用については業者と覚書を交わすというお話が出ておりました。それならば、測量設計を委託する前に覚書を交わすべきではないかと私は考えますので、その辺のお考えをお尋ねいたします。以上です。

議長（白木 健君）

1点目、産業建設部長から答弁を求めます。

産業建設部長（服部次男君）

お答えをいたします。

御質問の日当大橋の開通式典でございますけれども、この式典についてはできる限り経費を節減

し、開通式をしたいというふうで予算計上してございますので、御理解のほどお願いをいたしたいと思えます。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

2点目の件でございますけれども、今回、都築紡績周辺の道路の測量設計ということで、当然覚書の前になぜ予算計上したかということでございますけれども、今まで都築紡績の跡地のことについてはいろいろ御説明申し上げてきまして、やはり向こうの開発企業者としては、期間的に18年の5月に何とかオープンしたいという中で、やはり周辺の道路については、いろいろな事業あるいは経費負担すべてするからに、市で協力をお願いしたいという話がありました。

そんな中で、これを3月議会、あるいは新年度の予算でということになりますと、これから事業を進めるに当たって期間的に非常にないという中で、こういう部分の支援道路については市である程度費用負担いただければ進めましょうというような、まだ書面での契りは交わしておりませんが、口頭でそういう話を進めて予算に計上したということで、議員さんから御指摘を受けているのは当然よく理解しておりますけれども、やはりどうしても期間的にとれなかったということで、こういう対応をさせていただきましたので、何とか御理解いただきたいと思えます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

三島君。

48番（三島智恵子君）

まず1点目の日当大橋の件ですけれども、あれは国道にかかる橋ですよ。それを市が費用を持って開通式をやらないかということについても、今まではいろいろなところでやってきました。でも、こういう財政が厳しい中で、その式典的なものやっていくことが必要かどうかというのは、今後全部の面でやっぱり見直していってもらいたいということを含めて、経費については極力節減をしていただきたいと、今回やられる分については、お願いをいたします。

それから2点について、私は予算を組んだことについて文句を言っているわけではございません。これを執行する前に覚書を交わしていただきたいということをおっしゃるので、市長あるいは助役から考え方を御答弁いただきたいと思えます。

議長（白木 健君）

市長、答弁をお願いします。

市長（内藤正行君）

日当大橋の竣工式につきましては、非常に御苦勞願ってとにかく完成していただいたと、ありがたいという気持ちをあらわしたい。そのかわり次のトンネルもできるだけ早く着工してほしいという気持ちをあらわしたいというふうにおっしゃるので、できるだけ簡素に行わせていただきます。

測量設計委託につきまして、御指摘のとおりたくさんの項目がありました。委員会の方からもいろいろ御指示をいただいております。そういったものを突き合わせて、今総務部長のところでは原案をつくっておりますが、たくさんの本当に大きな契約事項になるんです。ですから、それをおっしゃるように早急にまとめて、1月には締結していきたいと、このように思っております。執行前とにかく締結できるように努力しますので、よろしく願いいたします。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

お尋ねをします。

24ページにカナダの訪日団定例事業補助金ということで組まれておりました。今の市としていろんなところとの国際交流ということで、例えば姉妹都市になっているところ、なっていないところ、いろいろあると思いますが、そういうものは合併協等ですり合わせはされていると思いますが、一つは市になったということで、包括的にそうした関係の国際交流については再度整理をしていく必要があるのではないかとということと、先般、市長が中国でそういう交流についての一つの新しい枠組みをつくるということで行かれましたが、そういうことも含めて、それから外国語の教師を受け入れてやっている。これは国際交流とは言えないけれども、それも含めた意味で総合的・系統的に今までの内容は維持しながらも3割カットという内容をどうやってやっていくのか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

議長（白木 健君）

それでは、市長お願いします。

市長（内藤正行君）

カナダとの交流は根尾村の時代から行われておまして、こちらの首長も行きまして交流をしまっておりまして。今回はその返礼ということでいらっしゃるということでございまして、これに対しましては国際間のことでございますので、丁重に対応していかなくやいかんではないかと、このように思っております。したがって、経費は極力制限をいたしまして、今3割カットの話もしておりますので、極めて質素に行う格好になっておりましたが、そんなに締めてもいかんのではないかとということで、むしろ参加する方の負担をいただいても、ある程度の歓迎の催しをしてあげなくやいかんと、このように思っております。対応をしまいたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

ないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第90号を採決いたします。

議案第90号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第90号 平成16年度本巢市一般会計補正予算（第3号）については、可決することに決定しました。

日程第6 議案第91号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第6、議案第91号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第91号を採決いたします。

議案第91号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第91号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、可決することに決定いたしました。

日程第7 議案第92号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第7、議案第92号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第92号を採決いたします。

議案第92号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第92号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計補正予算（第2号）については、可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第93号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第8、議案第93号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第93号を採決いたします。

議案第93号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第93号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第2号）については、可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第94号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第9、議案第94号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第94号を採決いたします。

議案第94号を、原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第94号 平成16年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）については、可決することに決定いたしました。

日程第10 認定第28号（質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第10、認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第28号を採決いたします。

認定第28号を、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第28号 平成15年度本巢市一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第11 認定第29号及び日程第12 認定第30号（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第11、認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてと日程第12、認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第29号、認定第30号については、環境福祉常任委員会に審査を付託してありますので、審査

の経過並びに結果を環境福祉常任委員長から報告を求めます。

環境福祉常任委員会委員長 川村高司君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

報告を申し上げます。

12月16日午前9時から、真正分庁舎で委員12名全員の出席と内藤市長、以下関係職員の出席のもとに会議を開催いたしました。

付託を受けた認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてと認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、慎重に審査した結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

この審査の中におきまして、ストックヤードの運営の問題や、あるいは国保の徴収の問題について、各委員から活発な質問がされ、論議がされたことを御報告をいたします。

なお、審議・審査後、建設中の真正及び根尾ストックヤードと本巢保育園の現地調査を行いました。

以上、環境福祉常任委員会からの報告といたします。

議長（白木 健君）

認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

決算ですので、2、3月分ですから、そんなに言うことはありませんが、特に国保の施設勘定について、今後にもかかわることで1点、どういう状況になっているのか、どういう審議がなされたんであれば、どういう審議がなされたかということも含めてお伺いしたいと思います。

事業報告書の46ページに施設勘定の事業報告がなされておりますが、その最初で、診療の状況に関する事項の中で、入院患者数、外来患者数、訪問看護患者数というふうにそれぞれの人数が記載されています。この中で、特に訪問看護患者数は、本巢の診療所が37人、根尾の診療所はやっていないということでもちろん書いてありません。これを見まして思いましたのは、本巢診療所よりも根尾診療所の方が体制が充実しているはずなのに、そしてさらにこうした訪問看護体制が整っていない地域なのにどうして根尾でやっていないのか、そのあたりがちょっと疑問に思ったわけですが、その辺の状況、あるいは今後の方針もありましたらお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（白木 健君）

環境福祉常任委員会委員長 川村君。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

お答えをいたします。

真横から質問がありましてどきっとしましたが、この件につきましては、委員会で診療所の問題についてはもう少し実態調査をしてはどうかという意見がされましたし、過去の委員会においても論議がされておるところであります。この問題については、また後日、委員会としてこの問題を俎上に上げて検討したいというふうに考えておりますが、現在の委員会としての進行状況は以上でありますので、あとの問題については行政担当の方に報告を加えていただきたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

根尾診療所における訪問看護についての御質問でございますが、推測ではあります、根尾診療所におきましては入院施設があるということでありまして、利用がないのかなというように感じております。訪問看護、あるいは訪問介護、いずれにいたしましても介護保険制度下における在宅サービスの一つの重要な事業だと認識しておりますので、今後におきましては、今の体制づくりとかそういった問題もあるかと思いますが、十分検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

確認だけしておきたいんですが、今、根尾診療所においては訪問看護を求める、要する需要がないからやっていないのか、まだ今の段階ではそういう体制をつくっていないと。だからやっていないのか、どちらなのでしょう。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

体制はできております。それで、希望がないかなというような推測をしておるわけでございますけれども、いずれにいたしましても十分地域の皆さんにPRをいたしまして、これも費用が伴うことでございますので、そういったことも十分PRいたしまして、今後利用していただきたいというように思っておるわけでございます。以上でございます。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

29番 竹中君。

29番（竹中光夫君）

施設勘定の19ページ、診療収入についてお伺いしたいと思います。

予算は5,300万に対し、収入額5,700万ですけれども、これを15年度全部ということで考えてみました。そうすると2億円の収入になります、これは。ところが、1月31日現在の予算現額でいきますと2億2,600万円になっております。実収入が2億に対して、予算現額1月31日現在では2億2,600万であったと思います。この辺の差額について説明をお願いします。

議長（白木 健君）

川村委員長、お願いします。

環境福祉常任委員会委員長（川村高司君）

その件につきましては詳細な数字でありますので、行政の方から答弁をするようにお願いします。

議長（白木 健君）

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

15年度の診療収入の予算につきましては、旧本巢町、旧根尾村でそれぞれ国民健康保険の施設勘定ということで、過去のいわゆる診療状況とか、診療収入をもとにして予算計上がされた結果、当初予算で先ほどおっしゃったような2億二千数百万円になっている状況であります。

それで収入につきましては、ことしの1月31日までににつきましては、これも随時の出来高といいますが、発生してそれぞれ調定して収入していくということでございますので、実績に応じて収入しておるといってございます。

そうした中、2月、3月の市における予算につきましては、昨年12月から1月にかけてそれぞれ作業をしておる状況でありまして、そのときに2月、3月で収入を見込む分、収入未済額を予算額に計上するのが当然でございますが、その時点で思わぬ収入が伸びなかったということでありますので、2月、3月の当初予算につきましてはトータルいたしますと二千数百万減額して予算に計上したということでありますので、御理解いただきたいと思います。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第29号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第29号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第30号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第30号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

日程第13 認定第31号から日程第15 認定第33号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

日程第13、認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてから日程第15、認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを一括議題といたします。

認定第31号から認定第33号までについては、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過並びに結果を産業建設常任委員長からの報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

では、報告させていただきます。

認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について、認定第32号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算について、認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、慎重審査した結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上です。

議長（白木 健君）

認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第31号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第31号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

認定第32号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第32号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第32号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定いたしました。

認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより認定第33号を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は認定すべきものとするものであります。本議案を委員長の報告どおり認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、認定第33号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算については、委員長の報告どおり認定することに決定いたしました。

ここで暫時休憩をさせていただきます。11時20分から再開をいたします。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

議長（白木 健君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第95号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）、発議第24号 北方領土返還要求に関する決議について、発議第25号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について、発議第26号 WTO・FTA交渉に関する意見書について、30人以下少人数学級の実現を求める意見書について、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1、議案第95号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）、追加日程第2、発議第24号 北方領土返還要求に関する決議について、追加日程第3、発議第25号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について、追加日程第4、発議第26号 WTO・FTA交渉に関する意見書について、追加日程第5、30人以下少人数学級の実現を求める意見書について、追加日程第6、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議案第95号、発議第24号から発議第26号まで、及び30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを追加日程第1から追加日程第6として議題にすることを決定しました。

追加日程第1 議案第95号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより追加日程第1、議案第95号 工事請負契約締結について（農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事）を議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（内藤正行君）

追加日程に議案を提出することをお認めいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、議案第95号 工事請負契約締結について御説明を申し上げます。

工事名は、農業集落排水資源循環統合補助事業真正地区処理場土木工事についてでございます。これにつきまして入札を行いまして、岐阜県本巣市海老 430番地、杉山建設株式会社 代表取締役杉山文康氏とこの工事の請負契約について締結をいたしましたものでございます。

工事場所は、岐阜県本巣市小柿地内でございます。契約の方法は、指名競争入札。工期は、着工は契約締結の日から、完成は平成18年1月10日まででございます。契約金額は3億3,285万円でございます。この土木工事につきまして、請負契約を締結するに当たりまして、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の御議決をいただくとするものでございます。

詳細につきましては、上下水道部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（白木 健君）

議案第95号の補足説明を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、工事の概要を説明させていただきます。

真正浄化センターの処理人口は9,980人で、処理方式はオキシデーショondiッチ方式であります。本工事につきましては、流入ポンプ槽とオキシデーショondiッチ槽を除いた曝気沈砂槽、流量調整槽、後曝気槽、沈殿槽、汚泥濃縮槽、汚泥貯留槽など、各処理槽のコンクリート工事でございます。沈殿槽の部分を除いた各処理槽につきましては、管理棟の下部の工事でございます。各処理槽の基礎につきましては、鋼管ぐいで口径80センチのくいを129本使用いたします。一応、工期的には2ヵ年工事ということで実施をさせていただく予定でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上で説明を終わります。

議長（白木 健君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

高橋君。

35番（高橋秀和君）

先ほど部長に一体どういう工事内容かとお聞きをしましたら、ことしの6月の全協で図面をもって説明をしてあるというお話をいただきました。記憶力が大分薄くなってまいりまして、どうも全体図の図面も今言われた部分をメモしておってもとても追いついていけない状況でございますので、議長のお許しがいただけるのなら、全員協議会で再度、6月の全員協議会で説明のあったことを御説明いただいて、議決に至っていただけるようお取り計らいをしていただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（白木 健君）

暫時休憩して、コピーをして配付をさせていただくということで、どうですか。よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

じゃあ、暫時休憩いたします。

午前11時25分 休憩

午後1時10分 再開

議長（白木 健君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

35番の高橋議員の質問でございますけれども、今あんな格好で説明していただいたわけでございますけれども、納得ができませんけれども、できん方は上下水道課でしっかり詰めていただきたいのと、こんなことを思っております。

今、市長の方から、色の問題について赤いやつが16年度だという説明でございますが、御了解いただいたと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。これからはこんなことのないように、部長連中も、自分は説明するのにカラーを持ってあるけど、皆さんに配ったのは真っ黒のやつだと説明の仕方がないもので、そういうことを配慮をしっかりしていただきながら、もっと皆さんに親切に説明をするように指示をしておきますので、よろしく御理解をいただきたいと思ひます。

それではこの問題につきまして、ほかに御質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼さん。

46番（鵜飼静雄君）

今回の入札について2点伺ひますが、一つは予定価格の事前公表というのはなされたのかどうかということと、もう一つはこの3億余りの工事について、一般競争入札というのは検討をされたのか。もし検討されたのであれば、どういう理由でやめられたのか、その点について伺ひます。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

まず1点目の、予定価格の事前公表をこの入札に当たってとったのかどうかということでございましたが、予定価格の事前公表をいたしております。

それから2点目の、一般競争をこの案件について検討したか否かの御質問でございますが、一般競争入札につきましては検討をいたしておりません。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

46番 鶴飼君。

46番（鶴飼静雄君）

今回の落札率を計算しますと96.06%になりますが、一般競争入札を含めたいろんな入札のやり方については、これまでもたびたび質問してまいりました。そうすることによって、落札率が下がるという経験が全国あちこちであるわけですが、とりわけこれほど大きな事業になれば、そうした一般競争入札なりを取り入れることによって、より幅広いいい業者が、もちろん悪い業者もあり得るかもしれませんが、いずれにしても総体的にはいい業者もふえるわけでありますから、もっとよりよい形での入札が行われるのではないかというふうに思いますが、どうしてそういうことは考慮されないのでしょうか。

これまで、それぞれの各旧町村の時代を含めて、一般競争入札というのは段階的に取り入れられていきつつあるというふうに認識しておりますが、そのことによって大きなマイナスが生じたという話は私も聞いておりません。そういう中であるだけに、これからの市の財政ということも考えてみたときに、今回先ほど申し上げたように96.06%、一般競争でやればまだ二、三%は下がるのではないかと、これは勝手な想像ですので、別に根拠はありませんから結構ですけれども、そういう可能性がよその自治体を見ているとあるというふうに私は判断しているんですが、そういう状況の中でどうしてそれが選択肢の一つにならなかったのかということが非常に不思議でならないんですが、そのあたりでお考えがありましたら、お伺いしたいと思います。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

まず一般競争入札につきまして、これが市内業者に限定した一般競争入札という方式があるのかどうかにつきまして検討せざるを得ないわけでございますが、一般競争入札といえますのは、基本的には国内業者という幅広い話になってしまいますので、現下の経済情勢等々考えますと、そのあたりのところに若干の疑問を持ちますが、市内限定ということでの一般競争入札の可能性について、これは検討してまいるべき部分があるかと思えます。

ただそこで、先ほど来おっしゃっていただいておりますその予定に至るまでの間の、これには当然のことながらまず基本に設計金額がございまして、その設計金額を積算をし直しまして、そのし直す積算につきましては、例えば経済変動があつて、その部分で単価の見直しをすべき、あるいは例えば現場につきまして、それぞれ現場の状況が違いますので、その現場の状況をその後設計金額

を加味して予定金額を算出するという手順で予定金額が設定されます。したがって、その予定価格を公表することで、その予定価格にそれぞれの指名された業者さんがみずからの単価等を数量に掛け合わせて積算をされた結果が入札価格になってくるといふふうに理解をしておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（白木 健君）

鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

一般競争入札について、すべてをやれといふふうに言うつもりはありませんし、市内に限定してといふのも私はそんな気はさらさらありませんが、市内の地元の業者をどう育成していくかという問題もあるので、どこかの基準を設けて、一定の額までは例えば指名でやる、一定の額以上になったら一般競争も採用するという形でこれまでは恐らく来ていたんじゃないかと思うんですね、旧町の時代は。そういう考えからすれば、これほどの金額のものについては、それも結果はどうであれ、少なくとも選択肢の一つになって当たり前ではないかといふふうに思います。今後のこともありますので、何ら基準も設けず、その時々都合でやられるのか、そのあたりの考えをお聞かせ願ひたいといふふうに思います。

それと3回目ですので、あとついでにもう一つだけお伺いしておきますけれども、入札の期日は12月17日ですね。きょう追加日程で上がってきたわけでありましたが、恐らくどこの旧町村でもそうだったと思うんですが、大体入札の予定というのは前もって決まりますから、議会中で追加日程する場合でも、事前にいついつ入札をやって、追加日程で上げますから願ひしますという話は大体あるんですね。だから、きょうでも先ほど内容の説明が改めてありましたけれども、本来ならば6月に説明したということであって、事前にその資料を持ってくるなり、研究してくるなりしてくれといふふうに、今回上がるということがわかっていれば自分でできるわけですね。だから、そのあたりについてはやっぱり執行部としての不親切さがあらわれているんじゃないかと思うんですが、今後のこともありますので、どういふふうにお考えなのか、お聞かせ願ひたいと思います。

議長（白木 健君）

高木助役。

助役（高木 巧君）

一般競争入札についてのまずその検討について、現在一般競争入札につきましての詳細な取り決め等がなされておられません。したがって、業者選定委員会等々の機会を通じまして、そういったものを制度化する方向での検討が必要かといふふうに思うところでございます。

ただ、先ほど来おっしゃっていただいております追加日程議案に、今回、17日入札のこの事案を出させていただいたわけでございますが、御承知のとおりこの下水道につきましては、旧真正町時代からの懸案でございます、やっこの12月の中旬になりまして関係の市、それから地元自治会等々と話し合いができたことを踏まえまして、国庫補助金等の関係もございまして、事業進捗の関

係もございますので、急遽こういう提案をさせていただいたということでございますので、その間の事情を御賢察いただきまして、御了解をいただきたいというふうに思います。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

47番 川村君。

47番（川村高司君）

お尋ねをいたします。

資料を出していただいたので、さっきからこの図面をずっと見ていたんですが、先般一般質問でハザードマップの質問をいたしました。地震時におけるいわゆる液状化現象というのがたびたび問題になっております。この図面を見せていただきますと、今回の特に基礎工事のところでは一番重量物のかかるところについては、80センチの鋼管ぐい8メートルを入れるという設計図のように読んでおりますが、その形状と、それから液状化現象という問題の中で、やはりあの地帯、地盤がどうなのかということが第1点の質問事項と、そうした地震時における液状化を防ぐようなことも考慮してこの基礎工事がされているのか、2点お尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、お答えさせていただきます。

地盤につきましては土質調査を行いまして、約8メートルほどがシルト質になってございます。その下が砂利層ということになっております。そうした絡みで、ぐいの長さを決定させていただいております。

それから、2点目の液状化につきましては、液状化を考慮して今回鋼管ぐいを設定したということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（白木 健君）

川村君。

47番（川村高司君）

鋼管ぐいの埋め込み形状ということで、中空のものを埋め込んで、そこへコンクリートを流し込むのかということと、それから我々がよく知っているパイルの中に凹凸をつけたコンクリート状のパイルがありますが、その方が地面抵抗がふえてそうした問題が耐えられるような気がするんですが、そういうことも考慮されて今回のこの設計になっているのか、ちょっとその点、再度お尋ねをします。

議長（白木 健君）

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

くいの中には、今言われましたように、コンクリート処理したものを充てんします。そして、先ほどのコンクリートぐいの他に比較ということと言われましたが、これは経済性等を考慮して鋼管ぐいでも十分液状化に耐えるということで、鋼管ぐいということで採用をさせていただいております。

議長（白木 健君）

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第95号は委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第95号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

この工事自体については、この間いろんな努力をして待望の工事であるということは認めますが、先ほど申し上げたように、3億を超えるこれだけのものについて、市内の業者に限って、そして指名競争でというやり方については、私は到底納得できないということを申し上げたいと思います。

先ほどお伺いしますと、初めから指名競争ありきで、一般競争入札というのは選択肢にすら入っていなかったと。仮に最初の説明で、まだ十分どういう形で一般競争を取り入れていくかという取り決めができていないから、今回はこれでやらせてもらったというんであればまだしも、そういう話でもなさそうで、全く選択肢にも入っていないという中でやられるということについては、今後のためにもよくないし、今回初めて言うわけではありませんので、これまでのいろんなこの議会のやりとり、そういった経過からしても、少なくとも今回ぐらいは一般競争でやるべきだったというふうに私は思っております。そういう点から、今回の議案については反対をせざるを得ないというふうに考えております。以上です。

議長（白木 健君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

30番 大西君。

30番（大西徳三郎君）

この請負契約につきまして、適正に執行されたと理解します。よって、賛成をいたします。

議長（白木 健君）

ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第95号を採決いたします。

議案第95号を原案のとおり可決することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、議案第95号 工事請負契約締結については、可決することに決定いたしました。

追加日程第2 発議第24号（委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

これより追加日程第2、発議第24号 北方領土返還要求に関する決議についてを議題とします。

発議第24号は総務常任委員会に審査を付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

議長付託を受けました北方領土返還要求に関する決議について、12月14日午前9時から、第1委員会室で委員12人全員と議長、及び説明のため内藤市長、以下関係職員の出席を求め、総務常任委員会を開催いたしました。

議案第90号と認定第28号についての審査を行い、糸貫川多目的広場整備計画については、旧糸貫町ではスポーツプラザ駐車場等に順次整備されてきたが、その続きの南面を今回整備することとなり、測量調査設計を実施中であるが、長屋地区共有地約9,100平米、中島地区共有地約2,400平米を買収し、河川占用の約4,900平米を中島地区共有地から権利を譲り受け、一体的に整備するもので、来年度購入予定となっている趣旨の報告を受けました。

名鉄揖斐線廃線後の代替バスについても細部の説明を受けております。

付託を受けた北方領土返還要求に関する決議については、我が国固有の領土である北方四島は、今もなおその返還が実現されていない。来年は日露通好条約締結150年の節目の年であり、ロシア連邦大統領の日本訪問も予定されております。また9月2日には、小泉内閣総理大臣が海上から視察され、一日でも早い返還の実現に向けたため、全会一致で決議すべきであると決定をいたしました。

審議・審査後、都築紡績跡地の買収予定地と糸貫川多目的広場整備予定地の現地視察を行いました。以上であります。

議長（白木 健君）

次に、本案について提案者の説明を求めます。

提案者 小川幸雄君。

24番（小川幸雄君）

それでは、北方領土返還要求に関する決議につきましても、発案理由を御説明申し上げます。

北方領土返還要求に関する決議については、ただいま総務常任委員長報告のありましたとおりであり、決議文を朗読して発案理由にかえさせていただきます。

北方領土返還要求に関する決議（案）

歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島からなる北方領土は、我が国固有の領土であり、ロシア連邦からの早期返還が期待されている。

北方領土問題解決に向けては、平成5年の「東京宣言」をはじめとして、近年、日口両国における良好な環境づくりが進められており、「北方四島の帰属問題解決後の平和条約締結」という交渉指針に基づき、日口両国は引き続き全力を尽くしている。

特に、来る平成17年は日露通好条約締結150年、また平成18年は日ソ共同宣言50年という節目の年を迎え、一定の進展が望まれる。

よって、国におかれては、今後とも継続して対口外交交渉を展開するとともに、北方領土の早期返還実現を図るよう強く要望する。

以上、決議する。

平成16年12月22日

岐阜県本巣市議会

以上、朗読したとおりですので、よろしく御賛同くださいますようお願いをいたします。

議長（白木 健君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者あり〕

46番 鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

質疑を行わなかったのは、あえて反対はしないという立場でありますからしなかったわけですが、したがって、反対討論ではなくて、賛成はいたしますけれども、我々の見解を述べさせていただきます。賛成討論にしたいというふうに思います。

この表題にありますように北方領土の返還要求、北方領土というのはそもそも一体何なのかということで考えてみますと、最近、政府あるいはマスコミ等でも、そしてここでも言われている北方領土というのは、歯舞、色丹、国後、択捉と、この四つに限られています。けれども、歴史をひもといてみますと、千島全体を含んで日本の領土になっているわけですね、もともと。この4島に決して限られるものではありません。ここにも出ております日露通好条約、このときに日本とロシアの間で条約が結ばれ、さらに1875年、20年後ですが、樺太千島交換条約というのが結ばれ、最終的にはこの樺太千島交換条約によって、樺太はロシア、千島は日本というふうに、その国境が確定したわけであります。

残念ながら、1951年のサン・フランシスコ条約によって、千島を放棄するという条約に日本が批准をして、それ以降、現在のような問題が起こっているわけであります。この歯舞、色丹、国後、択捉、四つを一体として考えていいかどうかということについても、もともと歯舞、色丹については北海道の一部だということが国際的にも認められている。国後、択捉が千島のうちの南千島、それ以北が北千島というふうに二分を本来されているわけであります。

したがって、本来的には歯舞、色丹を日本の北海道の一部として当然返還を要求すると同時に、サンフランシスコ条約の修正あるいは破棄をして、そして千島の全体の返還を求めていくべきものだというふうに私たちは理解しています。そうした見解は、このサンフランシスコ条約批准の国会において、政府から答弁をされている内容であります。何も共産党の見解ではないわけであります。だから、そういう意味からいえば、この北方領土云々という表現、あるいはこの4島に限った返還要求というのは、必ずしも正確ではないというふうに言わざるを得ません。

けれども、戦後60年という状況の中で、当時の島民が一日も早く帰島を願っておられるという状況の中で一歩でも前進であれば、我々は賛成することにやぶさかではないということで、この決議案については賛成をしたいというふうに考えております。以上です。

議長（白木 健君）

ほかに討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

これで討論を終わります。

これから発議第24号を採決します。

発議第24号を、原案のとおり採択することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第24号 北方領土返還要求に関する決議については、採択することに決定いたしました。

追加日程第3 発議第25号及び追加日程第4 発議第26号（委員長報告・説明・質疑・討論・採決）

議長（白木 健君）

追加日程第3、発議第25号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書について、追加日程第4、発議第26号 WTO・FTA交渉に関する意見書についてを一括議題といたします。

発議第25号、発議第26号は、産業建設常任委員会に審査を付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長 瀬古孝雄君。

産業建設常任委員会委員長（瀬古孝雄君）

付託を受けました「食とみどり、水を守る岐阜県民会議」からの「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書については、食糧自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながるもので、本意見書を採択することに決定いたしました。

もう1件、付託を受けました「食とみどり、水を守る岐阜県民会議」から、WTO（世界貿易機構）・FTA（二国間自由貿易協定）交渉に関する意見書については、WTO交渉は農産物輸出国がますます輸出を拡大しやすくするためのものであり、日本農業への打撃はもとより、食糧の安全・安定、環境などにも大きな影響を与えます。

またFTA交渉は、工業製品の輸出自由化のために農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食糧や農業は大きな影響を受けることは必至です。

以上のことにかんがみ、本意見書を採択することに決定いたしました。

議長（白木 健君）

これより追加日程第3、発議第25号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書についてを議題といたします。

本案については、提案者の説明を求めます。

提案者 臼井茂臣君。

49番（臼井茂臣君）

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書の内容について、ただいま委員長から報告がありましたとおりで、意見書を朗読し、発案理由にかえさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書（案）

政府が現在検討している「新たな基本計画」は、今後の日本の食料・農業政策を大きく左右するものである。先に出された「中間論点整理」では、最大の課題である食料自給率の向上に向けての施策について触れられていない。また、中間論点整理の施策課題が食料自給率の向上にどのように

結びつくのか明確に示されていない。

これまで規模拡大・効率化一辺倒の農業政策を進めてきた結果が、BSEなどの食の不安を引き起こす要因のひとつとして考えられることから、食の安全や環境問題などに配慮した政策への転換が必要である。

基本計画の見直しにあたっては、「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料自給率の引き上げ、食の安全・安定に結びつく施策を展開することが、日本農業の再生・発展につながると考える。

よって、政府におかれては、下記事項について積極的な推進を図られることを要望する。

記

- 1 生産者と消費者の理解と協力のもと食料自給率引き上げ政策を推進すること。
- 2 政策対象者となる担い手は、意欲を持つ農業者及び地域で「育成すべき担い手」として推薦される者等を対象とする。また、集落営農は、地域に条件に見合った多様な農業の展開を可能とするものとして位置づけること。
- 3 新たな経営安定対策は、耕作意欲をもてるよう本格的な所得補填策とすること。
- 4 農地を農地として利活用できる法・制度を早急に確立すること。また、構造改革特区でのリース方式による株式会社の農地取得・農業参入について、拙速な全国展開を行わないこと。
- 5 農家及び地域住民などを含めた農業資源保全の取り組みに対する支援策を導入すること。
- 6 環境直接支払い制度を創設し、有機農業など環境保全型農業の推進を支援すること。
- 7 現行の中山間直接支払制度は、拡大・充実して継続実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

岐阜県本巣市議会

内閣総理大臣 小泉純一郎様

農林水産大臣 島村宜伸様

以上、朗読したとおりでございますので、よろしく賛同のほど、御検討よろしくお願いをいたします。

議長（白木 健君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第25号を採決いたします。

発議第25号を、原案のとおり採択することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第25号 「食料・農業・農村基本計画」見直しに関する意見書については、採択することに決定いたしました。

これより追加日程第4、発議第26号 WTO・FTA交渉に関する意見書についてを議題といたします。

本案については、提案者の説明を求めます。

提案者 宮川久夫君。

34番（宮川久夫君）

WTO・FTA交渉に関する意見書については、ただいま産業建設常任委員長報告にありましたとおりであり、意見書を朗読して発案理由にかえさせていただきます。

WTO・FTA交渉に関する意見書（案）

WTO農業交渉は、今後の交渉の前提となる大枠合意がなされたが、具体的な数値などは今後の交渉に委ねられている。

農産物輸出国から要求されている上限関税の設定や高関税品目の大幅引き下げ、関税割当数量の大幅拡大などは、日本農業への打撃はもとより食料の安全・安定・環境などにも大きな影響を与える。また、一部の農産物輸出国が実施している国内農家への手厚い補助や輸出補助政策については改善されていない。

このような公平さを欠いた交渉を是正し、地球規模での食料・環境問題を解決するため、各国が自国の生産資源を最大限活用し、共生・共存できる「新たな農産物貿易ルールの確立」が求められている。

また、FTA交渉において東南アジア各国から農産物の貿易自由化が求められている。これまで、工業製品の輸出自由化のために農業分野が大幅な譲歩を強いられ、食料や農業は大きな影響を受けてきた。

WTO及びFTAにおける農業分野の交渉にあたっては、農業の多面的機能の発揮と食料の安全保障、各国の農業の共存と食料自給率の向上が可能な貿易ルールの実現を強く求める。

よって、政府におかれては、下記事項について実現に向けた努力を求める。

記

1 WTO農業交渉では、世界的な飢餓の拡大や地球規模での環境悪化につながることを避け、農林水産業の多面的機能の発揮や食料自給の向上、各国の多様な農林水産業が共生・共存でき

る貿易ルールに改めるよう確固たる姿勢で臨むこと。

2 上限関税の設定や関税割当数量の一律的・義務的拡大には断固反対すること。

3 国内農林水産業の維持を可能とする関税率水準や国家貿易体制、特別セーフガードの維持などの国境措置を確保し、急速な市場開放には絶対に応じないこと。

4 行き過ぎたAMS（助成合計量）削減の是正と、「緑の政策」の要件緩和など国内支持政策に関する適切な規律を確保すること。

5 東アジア諸国とのFTA交渉では、農林水産物の関税撤廃・削減は国内農業へ打撃を与え、WTO農業交渉や他国との交渉に重大な影響を与えることから絶対に行わないこと。

6 WTO・FTA交渉についての情報公開を徹底し、各国の農業者や消費者・市民の声を反映すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年12月22日

岐阜県本巣市議会

内閣総理大臣 小泉純一郎様

農林水産大臣 島村宜伸様

以上、朗読したとおりで、よろしく御賛同くださいますようお願いいたします。

議長（白木 健君）

提案者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第26号を採決いたします。

発議第26号を、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、発議第26号 WTO・FTA交渉に関する意見書については、採択することに決定いたしました。

追加日程第5 30人以下少人数学級の実現を求める意見書について及び追加日程第6 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について（委員長報告・継続審査）

議長（白木 健君）

追加日程第5、30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと追加日程第6、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書についてを一括議題といたします。

30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については、文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

文教常任委員会委員長 中野治郎君。

文教常任委員会委員長（中野治郎君）

文教常任委員長報告。

12月20日午前9時から、真正分庁舎で委員全員と議長、並びに説明のため高木助役、守屋収入役、高橋教育長、堀部教育委員会事務局長ほか関係職員の出席を求め、開催をいたしました。

議案第90号と認定第28号の教育委員会に属する部分を審査し、議長から付託を受けました30人以下少人数学級の実現を求める意見書、並びに義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については、慎重に審査した結果、国・県の動向も見ることがあるから、継続審査とすることに決定しました。

以上をもって文教常任委員会からの報告といたします。

議長（白木 健君）

30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については、文教常任委員長から、委員会において調査中につき、会議規則第104条の規定に基づき継続審査の申し出がありました。

委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、30人以下少人数学級の実現を求める意見書についてと義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書については、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（白木 健君）

以上をもって本定例会に提出されました案件はすべて終了いたしました。

これをもって平成16年第6回本巢市議会定例会を閉会いたします。

17日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。

午後2時00分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員